

## 教育厚生委員会 県内調査活動状況

1 日 時 平成28年1月26日(火)

2 委員出席者(9名)

委員長 山田 一功

副委員長 宮本 秀憲

委員 臼井 成夫 水岸富美男 山下 政樹 大柴 邦彦

永井 学 卯月 政人 上田 仁

臼井委員と山下委員は意見交換会のみ出席

欠席委員 なし

地元議員 杉山 肇(都留市・西桂町)

3 調査先及び調査内容

(1) 【都留興譲館高校】

調査内容(主な質疑)

問) 総合学科の単位制と普通科の単位制の違いをわかりやすく教えてほしい。

答) 単位制の特徴は、74単位の学習の単位を認められれば、卒業できるということである。従来の学年制では、1年次から3年次までの各学年ごとに、決められた単位数を取得すれば卒業が認められたが、単位制は、3年以上何年かかっても、74単位を取得すれば卒業できる。

総合学科は、多様な選択科目の中から生徒が自分の進路希望に応じて科目を選択するというのがもともとの理念である。ある程度、専門性が同じ系列の科目でゆるやかなまとまりを作って、その中から生徒に選択してもらうという形を取っている。

問) 普通科の中にある「理・看護類型」という看護系を目指すクラスについて、卒業後に地元から出て行ってしまふことが問題となっており、地元就職させるような流れをつくっていくという話があったが、具体的にどのような形で地元就職をさせていくのか。

答) 桂高校のときから、県立大学の看護学部に進学する生徒が一番多いという状況があったが、それも引継ながら、さらに、帝京科学大学の看護学部の方への進学にも力を入れている。看護志望の生徒をふやしたいということで、帝京科学大学との連携の中で、帝京科学大学の先生に本校に来てもらい、定期あるいは不定期でいろいろな話をさせていただく機会を持っている。2年次から希望の系列に分かれるが、理・看護類型に入った生徒を中心に、今度は週に1時間といった形で大学に行き、講義を一緒に受けたり、実習に参加したりする中で、看護に対する知識やその志望を確固たるものにしてほしいと思っている。また、帝京科学大学は私立大学であるため、垣根を払うという意味で、入学に際してはある程度、地元ということを考慮していただけないという理解を得ている。試験の垣根が低くなればそれだけ入りやすくなって、多くの生徒が地元から入学することになる。

さらに、健康科学大学が大学を建てるに当たって、地元の自治体などの支援がある中で、学生が大学を卒業して就職をする際には、地元就職するという強いパイプをつくりたいと言っている。本来の設立の趣旨に沿うような形で、このような流れができてくればと思っている。

問) 資料3ページの第2期工事の建設スケジュールについて、先ほどの説明で、工事が遅延した理由は十分理解できたが、生徒と保護者にはどのように周知しているのか。

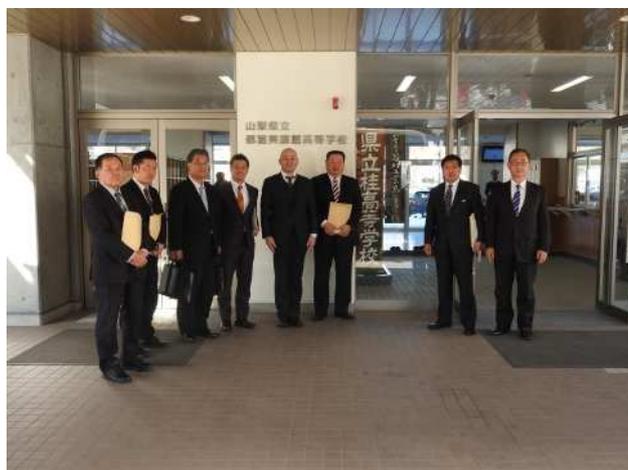
答) 3月末に契約になれば、細かい日程が確定する。実習棟であるため、大きな機械も入ったりするなど、引越の際には、普通教室と比べて工夫しなければならないことから、学校の方と綿密に調整をして、あらためてその段階で説明したいと考えている。

問) 多様な教員の人材が必要と言っていたが、具体的にどういった人材をいうのか。

答) 多様な教員ではなく、教員の数についての話をさせていただいた。普通科高校の場合、普通教科の教員がいれば、それで一括で教えられるが、本校の場合は、例えば、工業科の機械だと、機械専門の教員でないと教えられないという事情があるので、一般的な学校と同じような教員数で配当されると、それぞれの科の特色がある教育ができなくなってしまうということを申し上げたかった。



説明・質疑の後、学校内の視察を行った。



## (2) 【都留児童相談所】

### 調査内容(主な質疑)

問) 中央児童相談所の近くには、こころの発達総合支援センターがあるが、都留児童相談所も12人の子供を預かるということの中で、定期的に、こころの発達総合支援センターから児童精神科医の方が来ていると思う。こころの発達総合支援センターとの連携・協力として、どのようなことをやっているのか。

答) 現在、都留児童相談所内にこころの発達総合支援センターが開所しているので、支援センターの精神科医に児童相談所枠として診てもらっている。また、地元の精神科医で、児童精神科医として診てくれる先生が2名ほどいるため、その先生方に診てもらう機会もある。一時保護所の子供たちは、医学判定という形で診てもらう機会を設けている。

問) 児童虐待通告の48時間以内の対応などを具体的に説明してほしい。

答) 児童虐待通告があったらすぐに、緊急受理会議を開かなければならない。これはだいたい平均して1時間から2時間の間に所内で開くことになるが、その前に、基礎調査として、例えば、住基情報を集めたり、学校や保育所から状況を聞いたりするなどの調査をかける。それをもって緊急受理会議を開き、児童相談所として、どのような対応をしていくかという判断をする。危ないケー

ス、しかも、虐待を受けているという場合は、48時間以内に目視をするというのがルールになっているので、48時間以内に必ずその家庭に行き、子供の安全安心、できたら、児童福祉の部分で大丈夫であるかを確認する作業をする。その後、注意喚起という形で終わるか、または、家庭から子供を引き上げて、児童相談所で一時保護をして、子供の安全安心を守るという形でかかわっていくことになるのだが、48時間のルールというのはかなり大変なものがある。しかも、児童虐待対策幹を入れた児童福祉司4名、心理士が2名、保健師が1名という職員数で動くため、複数の虐待通告があった場合などは、非常に大変な状況になる。そのような中で、少ない人数ながらも頑張っている。

問) 困難事例で、警察官を同席させる場面や、子供を児童相談所に連れてくるところを説明してほしい。

答) 警察との連携について、都留児童相談所では昨年度4件、警察に援助依頼を出し、家庭訪問に警察官に同行してもらった。今年度は幸いなことにまだ1件だけである。

ケースバイケースだが、基礎調査をした中で、危ない家庭、非常に暴力的な家、様子がわからないような家で、児童相談所だけでは危険が伴うだろうというケースについては、警察署の方に依頼を出し、同行訪問をしてもらっている。同行訪問と言っても、警察の方は後ろの方に控えていて、例えば、児童福祉司に暴力を振るうようなことがあれば、入って止めてくれるという形になっており、訪問自体は児童相談所が主になってやる。

ことは、警察の方から通告があったケースもあった。父親が非常に暴力を振っているということで、警察の方も危ない家庭だと認識していたので、その1件に関しては同行訪問を依頼した。幸いにも暴力沙汰にはならなかったが、昨年度は同じようなケースが4件あったということで、やはり事前調査をしたときに、家庭の状況を調査して、非常に危ない家庭だというときには警察官に同行を依頼している。

昨日の夜9時30分頃にも保護者から、今から行くから覚悟しておけと言ってガチャンと切れる電話があった。場合によっては乗り込んできて、子供を返せと言ってくる場合もあるので、保護者が暴れたり、子供を返せと強引な引き取り要求があったりする場合は、警察の方に連絡をして、来てもらっている。

問) 保護者が入所に同意をしなかったときの、児童福祉法第28条を適用する場合の説明をしてほしい。

答) 一時保護をした後、どのように措置をしていくかというときに、保護者の同意をもって施設入所するという形になるが、たまに保護者が虐待を認めない、しかも、子供を手放さないということになると、我々は児童福祉法第28条で、保護者の同意を得ずして施設入所に踏み切る場合がある。

ただ、都留児童相談所では、今までの歴史の中で第28条を使ったことがない。というのは、児童福祉司たちが中心になって、丁寧に保護者を説得して、28条に至らずに、同意の形にこぎつけるということをやっているためである。中央児童相談所の方はいくつか28条事案があると聞いている。

問) 訪問するときは必ず男性職員が行くのか。

答) 児童福祉司は児童虐待対策幹まで入れれば4人だが、女性が2人、男性が2人。それから、心理士は女性が2人。それから、保健師が女性で1人。場合によっては、児童虐待対策幹と女性の児童福祉司や心理士という女性2人で行くこともあるので、かなり大変な思いをして行っている。

問) なぜこんなに虐待がふえているのか。実際にそういった現場に行ったりしている中での現場の意見を伺いたい。

答) 虐待の相談件数がふえたというのは統計上でわかるが、実際に虐待がふえたかどうかはわか

っていない。というのは、明治時代などにあった間引きなどの様々な問題は、今考えると、死に至るネグレクトとか、虐待のすさまじいものであるので、そういうところから考えると、児童虐待がふえたかということに関してはわからないという答えをするのが誠実かと思う。

ただ、今一般的に言えるのは、家族機能の脆弱さとか、社会環境で非常に忙しくなっている保護者が、子供の面倒を見る時間ということに関して非常にストレスフルになってしまい、子供にあたってしまふなど、いくつか考えられる。

問) 2つお聞きしたい。一つは警察との連携ということで、例えば、児童相談所の方で依頼すれば、必ず一緒に行ってくれる体制になっているのかどうか。また、児童相談所を駐在所と併設するといった考えがあったのか。例えば、急に誰かが来たときに、同じ事務所にいなくても、同じ敷地の中に警察の人がいてくれると、非常に安心して日常の業務ができる。児童相談所の敷地内に駐在所を置いてもらうことはかなり有効だと思うし、職員が精神的にずいぶん楽になるかと思うが、そういうことを検討したことがあるのかどうか。また、今後はどうか。

もう一つは、市町村との役割分担はどのようになっているのか。実務がどうなっているのか。

答) 警察との連携に関しては、昨今、警察の方も児童虐待に心を痛めて動き出しているのので、こちらのほうでお願いすると必ず動いてくれる状況になっている。

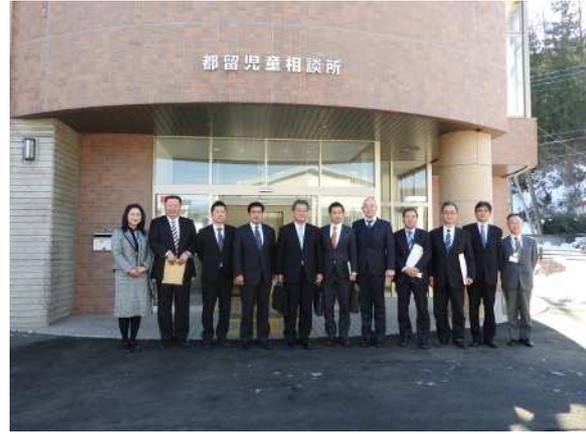
敷地内に駐在所があればということは、現場の中では、そういうことがあるといいと思うことはたまにある。昨年9月から「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が開催されているが、今、国の方で、児童相談所のしくみについて抜本的に見直すという動きがある。児童相談所のしくみそのものを分化させてみたらどうかという話の中で、委員の話のように、介入をする部分と支援をする部分を分けてみるのはどうかと考えてみると、介入の部分というのが非常に警察関係と近いような動きになる。まだ検討されている段階であるので、我々も動きを見守りながら、時折意見を出させてもらっている。

それから、市町村との役割分担・連携であるが、平成23年から、要対協といって、要保護児童対策地域協議会という子供を守るネットワーク会議が、市町村に設置されている。さまざまな方たちが集まって、市町村が中心になって開いている会で、そこに児童虐待のケースに対する相談をどのように進めていくかという会議があり、そこで市町村で対応できるような、比較的軽微なケース、例えば、子育て不安で少し問題を起こしているケースとか、夜泣きなど子供の泣き声がひどく、泣き声通告があった家の場合は市町村に見てもらい、児童相談所はもっと難しいケースを見るということで、児童相談所と市町村の関係者が入って、ケースの棲み分けをしながら、役割分担をしながら、進めていくという連携が、だんだん動き出しているという状況である。まだ完全ではないが、そういうことができ始めている。

答) 要保護児童対策地域協議会について補足して説明すると、各市町村すべてに設置されており、それぞれの市町村の中で、警察関係者、教育関係者、保育・学校関係者、それから民生児童委員といった、子供のケアに関するところで活動している人たちがメンバーに入っている。児童相談所の職員もメンバーに入っており、そこでいろいろな虐待相談に関するケースの検討や研修など、情報共有するしくみになっている。地域により活動差はあるかと思うが、基本的にはすべてのところで、虐待相談を、市町村が一義的に受けるという仕組みになっている。

問) ワンストップサービスのような体制になっているのか。県と市町村の違いは一般県民にはわからないので、窓口が違うので別のところへ相談してくれということと言われるのは、相談する側にとってはずいぶん辛い話になる。そこがどうなっているのか確認させてもらいたい。

答) 最初に相談を受けたところが引き受けるという仕組みになっている。また、昨年7月から始まった「189」という児童相談所共通ダイヤルがあるが、それは最寄りの児童相談所に繋がる仕組みになっている。ただ、児童相談所で受けたときに、比較的軽微なケースで、これは市町村の母子保健などで対応した方がもっとうまくいくのではないかと思う場合は、こちらも協働しながら、市町村にお願いするという形であるし、市町村が受けた場合でも、これは市町村では大変だと思う場合は、児童相談所にすぐに照会をかけてくるという形になっている。



説明・質疑の後、一時保護施設内の視察を行った。

### (3) 【意見交換会】

出席者 山梨県保育協議会関係者、県内児童養護施設長、県児童相談所等職員

内容 「子供たちを取り巻く現状等について」

主な意見

議 員) グレーゾーンとはどういうものか。

出席者) グレーゾーンというのは私たちの専門用語になっているわけだが、「気になる子」といった方がわかりやすいかと思う。障害を持っている子供の場合、障害者手帳を持っているかと思うが、手帳を持参せずに、是非保育所に入れてほしいと言う保護者もいる。自閉症には軽度から重度までであるが、子供は本当にわからない。生活については困らない部分が多いが、いざ集団で何かしてみようというときになると、途中で飽きてしまったり、集中できなかつたりといったことがある。そのような子供を、私たちの中では気になる子と表現している。

議 員) 児童相談所の方に伺う。状況によって、児童養護施設側が入所を断らざるを得ないことがあるとのことだが、児童養護施設への入所を断られた子供たちはどうなるのか。

出席者) まず児童相談所は、家庭引き取りがいいか、施設がいいかを会議の中で決める。施設入所の場合は、どの施設がいいかということ調整して、お願いをする。お願いした施設が受けられないということであれば、もう一度、所の中で検討して、違う施設にお願いする。家に帰すことができない場合は、施設という道を選ばなければならなくなるので、児童相談所がどのようなフォローをすれば受け入れてもらえるかなどを検討して、お願いするようにしている。

議 員) 他の施設にお願いするということが、それもまた断られるということもあると思う。最終的にはどこかに受け入れてもらえるということによろしいか。

出席者) 家庭に帰すことができないから、施設にお願いをするのである。どうすれば家庭に帰せ

るかということを検討するが、帰せないから施設なのである。その施設で受けてもらえない場合は、山梨県にある施設全部にお願いしていくことになる。その場合、最初に断られた施設にも、どうすれば受けてもらえるか交渉するなどして、一回では諦めない。いろいろな手立てを考えていく。

議 員) 児童養護施設の方に伺う。先ほど、高校生のアルバイトのお話があったが、アルバイトができる子供とできない子供がいるようだが、その違いは。

出席者) アルバイトには学校長の許可がいる。それぞれの高校の学校長の許可を得て、アルバイトをするという形になるので、学校長の考え方の違いにあるかと思う。

出席者) 高校の中でも、児童養護施設というものが理解できていない部分があると認識している。それを何とかしたいと思い、相談等をしながらいろんな方面から働きかけていただいて、理解をしていただいている。学校の方針の中で、勉強が一番、部活が一番というようになると、アルバイトに関しては、ひとり親家庭ならいいが、児童養護施設はあてはまらないという見解になり、1回出された学校の見解がなかなか覆されないという状況がある。

議 員) 学校の見解でも、現場にいる先生たちの子供への対応が一番大事だと私たちは思うので、教育委員会と皆さんとでいろいろ検討していただきながら、我々も協力していきたい。

次に、保育協議会の方に伺う。先ほどおっしゃっていた食物アレルギーにはどんなものがあるのか。一番多いのは何か。2、3挙げてほしい。

出席者) 一番多いのは大豆。それから、小麦。小麦アレルギーだとパンも食べられないし、おやつも限られてしまう。大豆がだめなら醤油もだめであるし、味噌も大豆なので同様である。今は、フルーツアレルギーといって、すいか・メロン系がだめな子供もいて、とても対応が難しい。

出席者) その他、牛乳、ごま、卵などもある。当園には、牛乳がテーブルにほんの少し付いていただけても、命にかかわるくらいの状態になる子供がいる。保育所ではそういったことはないが、家庭ではそれが何度もあったようで、救急車で何度も病院へ運ばれたという経緯がある。卵については、当園では今のところ5名くらいいる。卵は白身と黄身といろいろなことがあるので、やはり調理の面でも、自園調理でないと対応が困難な状況にある。自園調理ができるようにするためにも、職員確保ということが大切なのではないかと考えている。

議 員) 皆さん、大変御苦労されているなど思う。私も一生懸命勉強させていただきながら、教育委員会の方にも話をしていきたいと思っている。

議 員) 今の福祉の担当部局は、どちらかということ、外部委託をするよう指導しているが、今の話を聞いて、自園調理でなければ対応できないということがよくわかった。

議 員) 児童養護施設の方に伺う。子供が高校を卒業した後、どのようなところに就職しているのか。

出席者) サービス業や、従業員用の寮があるホテルなど。就職先によっては、高校時代にアルバイトで貯めたお金を、敷金礼金に回すことを考えざるを得ないところもある。なかなか保護者の援助が受けられないため、施設を退園する際に、そんなに大きな金額ではないが、就職支度金みたいなものももらえるようにして送り出す。それから、進学の場合にはさまざまな助成制度を活用する。当園にも専門学校へ行く子供がいるが、150万円近くのお金は支援していただけるのだが、学費への支援ということなので、2年間に例えば月々4万円ずつ支給を受けるといった形を選ばざるを得ない。結局、大学なり専門学校に行ったとしても、アルバイトをしながら行かざるを得ないというのが実状だろうと思う。

出席者) 高校への進学率が低かった時代は、長野にある会社が、就職とともにその地区の高校に行かせてくれて、4年行くと普通高校の卒業証書をもたらした。施設のほとんどの女の子を、中学卒業後にそこに送り込んでいた。今はそういう会社がなく、高校を卒業して就職すると施設を出て行く。高校を卒業して就職する子については、どれくらい貯金があるかによって、アパートが借りられるか、借りられないかという選択になって、借りられない場合には、旅館などの住み込みの仕事を見つけることが男女とも多かった。他には、近年、スポーツをやっていた子が、その関係でスポーツ用品関連の会社に入った事例がある。女の子については、シェフを目指す子がふえてきて、寮があって、技術を教えてくれて、お金をくれるようなところを探して、試験を受けて、県外に就職するような子供が出てきている。定着率はなかなか低くて、特に、旅館などに就職した子はすぐにやめてしまう子も多い。

出席者) 今年卒業する子供の中に、知的障害を抱えている子供がいる。就職が決まっており、福祉就労という形でグループホームに入りながら就職していく。障害を持つ子供の場合、障害者の制度を使えるので、かなり手厚い援助が得られる。就労支援コーディネーターやジョブコーチなど、いろいろ応援してくれる人とかバックアップしてくれる人たちがつく。障害をもたない子供たちは、現実に困難を抱えていても、誰も支援してくれないという難しい現状があることを是非お伝えしたい。

出席者) やはり多いのは土木関係である。土木関係や工場、ホテルの接客などが多い。当施設の場合、高齢者の施設も併設されているので、日ごろからお年寄りを見ていたからか、介護現場の仕事をやりたいということで、勤めることが多い。

児童養護施設というだけで、どのようなところなのかと相手方が施設を見にくることがある。先ほどの人材確保につながるかもしれないが、やはり児童養護施設というと、まだまだ知名度が低い。どういった施設かが世の中の人に理解されれば、人材の確保にも繋がったり、子供たちが本当に住みよく、支援もよくなったりするし、就職などの際も、温かい支援や理解がいただけると思う。児童養護施設というだけで、入口がシャットダウンされてしまうというのは悲しい現実なので、説明に行ったことが何回かある。

出席者) 私は以前、自衛隊に勤めていたことがあるので、施設を退所する子供に、自衛隊への入隊を進めることがある。自衛隊に入れば、二等陸士でおよそ月15万円くらい、2年間ともに勤

めれば、計算上は500万円近くいただける。生活の費用は国が出してくれているので、いろいろな問題があるが、それはそれとして、しっかり計画的に頑張っ、その間にいろいろな資格をとるよう指導している。女性は看護師を目指す、かなりの病院が宿舎を提供してくれたり、5年ほど勤務する代わりに資格が取れるまで支援してくれたりということがあ。その他にも、地元のいろいろな会社の人、施設の子供だからということで逆に積極的に採用してくれる傾向もある。また、施設を退所するに当たって、家電など身の回りの必需品などを支援していただいている。いろいろな例があるが、とにかく我々はアフターケアに専念しながら、無事にその子が自立できるまで、いろいろな面で応援している。

出席者) 当施設では、高校を卒業して社会に出た事例は、施設自体が若いのでまだない。支援学校を卒業した後の生活をどのように保障していくのかというところが悩ましいところである。

議員) 保育協議会と児童養護施設の方に伺う。人材難や奨学金のことなど、行政がどこまでできるかわからないが、そういう意見を言うような機会というのはあるのか。今日はたまたまこういう機会が設けられた訳だが、そういうことをどこかでまとめて、議員や行政に要望していく機会を設けることを考えてはどうか。

出席者) 県社会福祉協議会の中にある児童養護施設部会で定期的に会合を開いている。意見は出ているが、実際に要望をしたことがないので、その中で要望をまとめて、お願いをしていったらどうかとは考えている。

出席者) 山梨県保育協議会は243くらいの保育所・認定こども園が会員になっており、1年に1回の勉強会・研究会の中で、意見と要望書を作っている。先日も県と、市長会、町村会の事務局へ意見・要望を提出している。また、県内9ブロックに分かれているが、そこでも団体があるので、いろいろな意見要望をまとめて、お願いをしている。今回、新しい制度の中でかなり混乱している状況なので、いろいろまたお願いをしたいと思う。

議員) 保育協議会の方に伺う。認定こども園など、いわゆる幼保の問題で国の制度改革があったが、国が保育所不足と言っているが、地方によっては、保育所不足はないと思う。大都市では待機児童が何万人いるなどという話がある中で、幼保一体化など制度の改廃があったが、現場では問題が発生していないのか。

出席者) かいつまんでいうと、1つ目は、甲府を中心に利用定員の問題がある。定員を超えてしまい、兄弟でも同じところに入れ、育児休業が終わっても入れないという問題が起きている。利用定員について、是非弾力的な運用をお願いしたい。2つ目は、新制度がなじんでいないということで、内閣府がまとめた基本的な体系に加算というハードルがあり、加算をするために、どの程度職員配置や環境を整えたらよいかなど、加算の問題がクリアできていないというところがある。また、職員の処遇が保育士不足という点に顕著に現れている。特に山梨県は、東京・横浜・川崎という大都市が周囲にあるので、学校を卒業した保育士がそちらにかなり行ってしまいう状況がある。川崎や横浜では市が住宅手当を8万円くらい出して保育士を誘致しているということである。

都市部に住みたい若い方も多いし、派遣会社や民間の株式会社もあって、たいへん有利な条件を出してくる。ただ、長く勤務できない、使い捨てといった状況もあり、もう二度と保育士はしたくないという人もいる。また、途中で入所する子供がいた場合でも、途中で職員をふやすことができず、預かりたくても預かれない。先日、後藤知事が発表した、第2子以降の保育料無料化であるが、やはり、保育士不足になってしまうと、預かりたくても預かれないという課題もある。

それから、先ほど発達障害の子供のことで、IQ75から90前後くらいの軽度の方々の話があったが、そういった方々については、専門的なケアと複数の人数が必要となり、手が足りないというところがあるので、その辺の配置のお願いをしている。課題は大きいですが、皆一丸となって頑張っているのだから、その辺の課題を少しずつでもクリアできるようにお願いをしたい。

議員) 山梨のように、地方には待機児童はほとんどいない。確かに、兄弟で同じ保育所に入りたいのに定員の関係で難しいといった現実の問題はあるだろうけれど、待機児童がいないところで、幼稚園が保育事業に参入したりするなかで、我々から見ると、現場には混乱があるのかなと思う。あるいは、待機児童がいないのに、そういういろいろな幼保一体のような形がすすんでいって、この制度が安定していくのか、あるいは確立していくのかということも、私は危惧する面がある。こういった国の制度改変は、国は当然、長期的にしっかりとした制度として進めていこうとしているのだろうが、本当にこの制度改変が、就学前の子供たちのために、将来的にしっかりと、安定的な制度として保っていけるものなのか。

出席者) 各市町村も含めた、県の子ども・子育て会議の中で、保育ニーズを検討し、受入定員の枠を作った際、待機児童はいないということでまとまった。なおかつ、今度は幼保連携型という、認定こども園ができたので、それで上乘せですこし定員はふえたと思う。ところがどうしても、家の近くがいいとか、ここに行きたいなどの希望がふえてしまうというような現象がある。認定こども園は実は、若干幼稚園の入所が減ってきたので、その定員を使って、子供を受け入れるという制度であるので、形は幼稚園のためはかなり考えたが、中身は保育所になっているので、大変有効な部分もあるが、今言ったように、幼稚園の応用をするような形になっているので、ある程度スケールが大きくないと、認定こども園のメリットが出てこないという傾向がある。それで今、私どもがお願いをしているが、実は、山梨県にも幼稚園のない町村がある。そこには保育所があるが、保育所は保育に欠ける子供を預かるという前提なのだが、幼稚園が町村にないので、いろいろな事情で預かっている。だから逆に言うと、幼稚園のない町村の保育所を、認定こども園として、スケールが小さくても大きくてもきちんと運営できるような考え方ができたら、きっと定着していくようになるのではないかと考えて、お願いをしている。

内閣府が文部科学省と厚生労働省のいろいろな制度と予算をもってきているので、若干その辺では制度が変わったので、現在は混乱している。また、国の方は5年10年かけて定着すれば良いということを堂々と言っているのだから、現場は大変混乱しているが、町村の動きによって、この新しい制度の定着ができるかどうかの成否が決まると思う。是非また御理解をお願いしたい。



県議会議事堂 大会議室において、意見交換会を実施した。